

## 農地法第3条第3項の規定により申請する場合の追加記載書 (使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項)

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、以下も記載してください。

### (農地法第3条第3項第2号関係)

#### 1 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを記載してください。

- 1 農地の維持発展に関する農事組合の話し合いへは積極的に参加し、そこでの取り決めは率先して遵守します。
- 2 農道、水路、ため池等の協同利用施設の取り決めについて理解し、維持管理に係る協同作業に参加します。
- 3 農事組合が行う獣害対策等、共同で取り組みを行う必要がある事業について協力します。

### (農地法第3条第3項第3号関係)

[留意] 権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。

#### 2 その法人の業務を執行する役員のうち耕作又は養畜の事業に常時従事する者及び従事状況

(1) 氏名 南丹 六郎

(2) 役職名 代表取締役

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

①その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間

1年のうち 12 か月

②そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間

1年のうち 0 か月(直近の実績)

1年のうち 12 か月(見込み)

### (農地法第3条第3項に基づく申請の場合に追加で必要となる添付書類)

[留意] 農地法第3条第3項に基づき申請する場合は、以下の書類を合わせて添付してください。

#### 1 農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写し

(当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から 日以内に、甲に対して目的物を現状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の 年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。)

#### 2 耕作又は養畜に常時従事する者が、当該法人の業務を執行する役員であることを示す書類